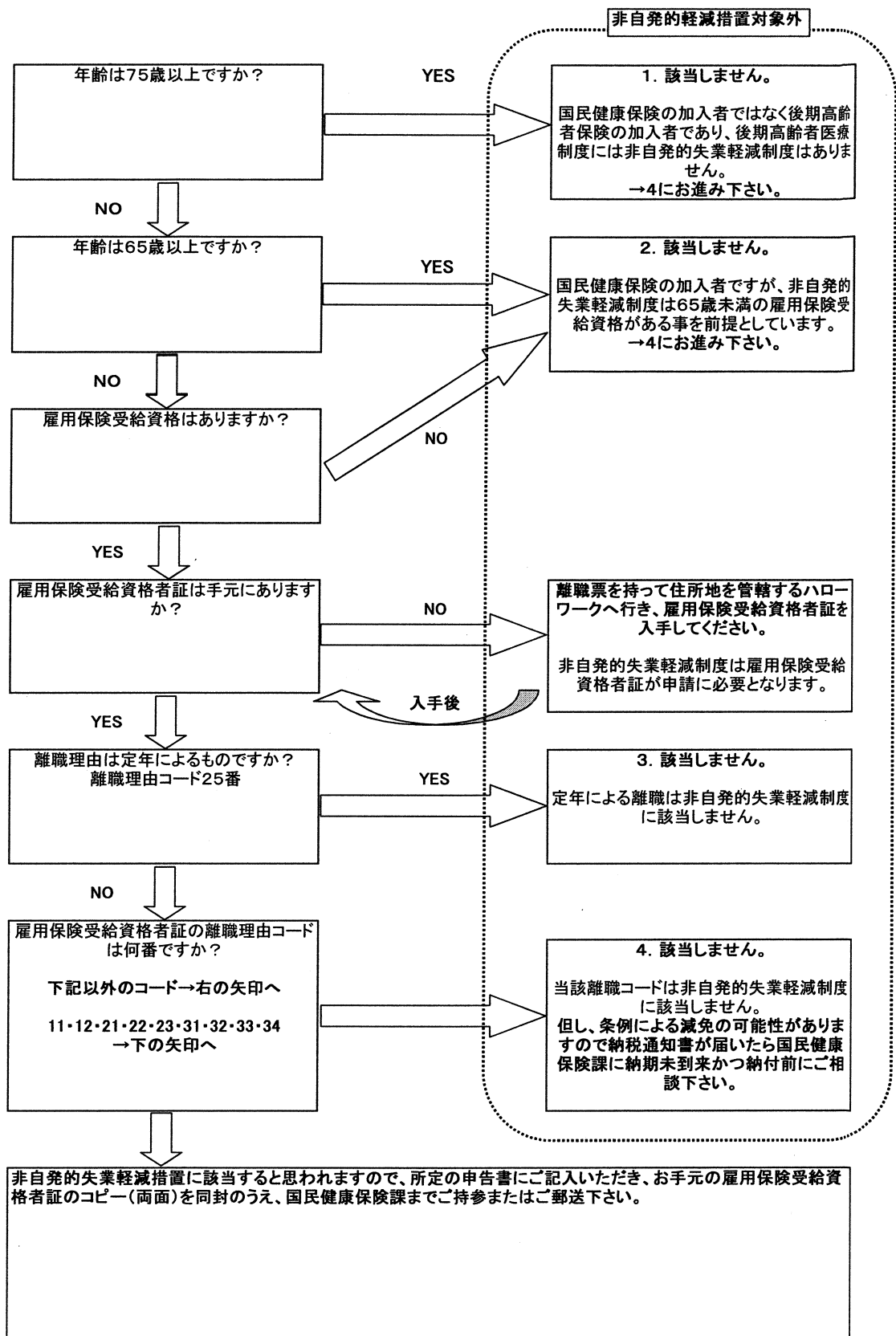


# 非自発的失業軽減措置該当・非該当チェックシート



年齢は75歳以上ですか？

YES

1. 該当しません。  
国民健康保険の加入者ではなく後期高齢者保険の加入者であり、後期高齢者医療制度には非自発的失業軽減制度はありません。  
→4にお進み下さい。

NO

年齢は65歳以上ですか？

YES

2. 該当しません。  
国民健康保険の加入者ですが、非自発的失業軽減制度は65歳未満の雇用保険受給資格がある事を前提としています。  
→4にお進み下さい。

NO

雇用保険受給資格はありますか？

NO

離職票を持って住所地を管轄するハローワークへ行き、雇用保険受給資格者証を入手してください。  
非自発的失業軽減制度は雇用保険受給資格者証が申請に必要となります。

YES

雇用保険受給資格者証は手元にありますか？

NO

入手後

YES

離職理由は定年によるものですか？  
離職理由コード25番

YES

3. 該当しません。  
定年による離職は非自発的失業軽減制度に該当しません。

NO

雇用保険受給資格者証の離職理由コードは何番ですか？  
下記以外のコード→右の矢印へ  
11・12・21・22・23・31・32・33・34  
→下の矢印へ

4. 該当しません。

当該離職コードは非自発的失業軽減制度に該当しません。  
但し、条例による減免の可能性があるので納税通知書が届いたら国民健康保険課に納期未到来かつ納付前にご相談下さい。

非自発的失業軽減措置に該当すると思われるので、所定の申告書にご記入いただき、お手持の雇用保険受給資格者証のコピー(両面)を同封のうえ、国民健康保険課までご持参またはご郵送下さい。